

岐阜労働局発表
平成27年1月15日(木)

担 当	岐阜労働局雇用均等室
	雇用均等室長 木村久美子
	室長補佐 森田邦子
	電話 058-245-1550
	FAX 058-245-7055

【子育てサポート企業を紹介！】



2015年最初の次世代認定マーク(くるみん) の取得企業は、認定2度目の 株式会社ザイタック(土岐市)です。

岐阜労働局(局長 佐々木秀一)では、平成27年1月6日に次世代育成支援対策推進法に基づき、株式会社ザイタックを男女ともに育児休業が取得しやすく、また、出産後に職場復帰しやすい環境の整備などに積極的に取り組んでいるとして、「子育てサポート企業」に認定し、認定マーク(愛称「くるみん」)を交付しました。

これにより、県内認定企業は39社、2回目以上の取得企業は11社となりました。

※ 取組事例は別紙1のとおりです。

※ 次世代育成支援対策推進法は、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るために制定されました。同法に基づいて「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなど、一定の基準(別紙2)を満たした企業を「子育てサポート企業」(基準適合一般事業主)として、厚生労働大臣(都道府県労働局長に委任)が認定しています。これまでの県内認定企業は別紙3のとおりです。

株式会社ザイタック

所在地：土岐市肥田浅野笠神町2-11-1
業種：医療，福祉
労働者数：90人



【行動計画期間】

平成24年10月1日～平成26年9月30日

【行動計画目標】

- 目標1 現在ある「両立支援窓口」を育児休業中だけでなく、妊娠中、出産後も含め育児と仕事、家庭生活の総合相談窓口としてトータルのサポートする体制を整える。
- 目標2 男性社員の育児休業取得を目指す。

【子育て支援の取組状況等】

- ・育児休業中だけでなく、妊娠中や出産後も含め社員が相談できる「両立支援窓口」を設置し、仕事と育児の両立のみならず家庭生活をトータルでサポートする体制を整えた。
- ・社内報に、育児休業を取得した男性をイクメンとして紹介している他、両立支援窓口の活用、産休中や育休後に復帰した社員情報や社員へのサポート体制を掲載し、継続的な情報提供を行うことによって育児休業取得を促している。
- ・管理者を対象にワークライフバランス研修を行い、男性の育児休業取得促進の意識を高めるとともに、育児休業を取得しやすい職場環境づくりを推進している。
- ・社員が育児・介護に係るサービスを利用した際に、サービス利用費用を助成する制度を導入している。
- ・育児短時間勤務制度、所定外労働の制限措置の対象を小学校就学の始期に達するまでの子を養育する社員とし、法を上回るものとした。
- ・ホームページに「ワークライフバランス」のコーナーを設けて、ワークライフバランスを推進する目標を掲げ、常に社員に周知している。
- ・毎週水曜日のノー残業ディを平成21年から5年間継続している。

認定基準

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、それに定めた目標を達成したこと。
- 4 平成21年4月1日以降に新たに策定・変更した行動計画について、公表及び従業員への周知を適切に行っていること。
- 5 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等をしたものが1人以上いること。
 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
 当該計画期間において男性労働者のうち育児休業等をしたものがない中小事業主は、次のいずれかに該当すれば足りる。
 - ① 計画期間において、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること（ただし、1歳に満たない子のために利用した場合を除く。）。
 - ② 計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること。
 - ③ 当該計画の開始前3年以内の期間において、その雇用する男性労働者のうち育児休業等したものが1人以上いること。
- 6 計画期間内の女性労働者の育児休業等取得率が70%以上であること。
 【常時雇用する労働者の数が300人以下の一般事業主の特例】
 当該計画期間において女性の育児休業取得率が70%未満である場合は、当該計画の開始前3年以内の日であって当該中小企業が定める日から計画期間の末日までの期間を計画期間とみなした場合における女性の育児休業取得率が70%以上であれば足りる。
- 7 3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」※を講じていること。
 ※1 「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置」とは、育児・介護休業法第24条第1項第3号により事業主が必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている措置をいいます。なお、これらの措置は計画期間終了時までには措置されていればよく、措置が講じられた時期は問いません。
 ※2 「始業時刻変更等の措置」とは、以下のような措置をいいます。
 - ・フレックスタイム制度
 - ・始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ・事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与
- 8 次の①～③のいずれかを実施していること。
 - ① 所定外労働の削減のための措置
 - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③ その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。



岐阜県内の基準適合一般事業主「認定」企業一覧

認定年	企業名	所在地	認定回数
2015年	(株) ザイタック	土岐市	2回目
2014年	(株) ゼス	各務原市	
	医療法人社団白鳳会	郡上市	
	(株) ヨンダヤ	岐阜市	
	社会医療法人厚生会	美濃加茂市	
	東清(株)	中津川市	
	サトウパック(株)	美濃市	2回目
	(社福) 大垣市社会福祉事業団	大垣市	2回目
	サン工機(株)	大垣市	
	(株) 橋本	可児市	
	(社福) 和光会	岐阜市	3回目
2013年	クラレプラスチックス(株)	不破郡垂井町	
	岐阜信用金庫	岐阜市	3回目
	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	3回目
	西濃信用金庫	揖斐郡大野町	
	高山信用金庫	高山市	
	たんぼぼ薬局(株)	岐阜市	4回目
	岐阜殖産(株)	安八郡神戸町	
	(株) トーカイ	岐阜市	4回目
	(株) アドバンス経営	岐阜市	
	(医) 和光会	岐阜市	2回目
2012年	(株) 大垣共立銀行	大垣市	3回目
	(有) 星和土木	岐阜市	
	イビデン(株)	大垣市	
	サトウパック(株)	美濃市	
	(公財) 大垣市文化事業団	大垣市	
	(社福) 大垣市社会福祉事業団	大垣市	
	(社福) 和光会	岐阜市	2回目
	(株) ザイタック	土岐市	
2011年	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	2回目
	たんぼぼ薬局(株)	岐阜市	3回目
	(社福) 飛騨古川	飛騨市	
	(株) トーカイ	岐阜市	3回目
	(株) 市川工務店	岐阜市	
	太平洋工業(株)	大垣市	2回目
2010年	岐阜信用金庫	岐阜市	2回目
	ヤングビーナス薬品工業(株)	加茂郡坂祝町	
	(社福) 和光会	岐阜市	

認定年	企業名	所在地	認定回数
2009年	東濃信用金庫	多治見市	
	(株)大垣共立銀行	大垣市	2回目
	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	2回目
	(株)トーカイ	岐阜市	2回目
	(株)岐阜高島屋	岐阜市	
	(株)サムソン	岐阜市	
	美濃工業(株)	中津川市	
	(株)アクトス	多治見市	
	(医)和光会	岐阜市	
2008年	太平洋工業(株)	大垣市	
	生活協同組合コープぎふ	各務原市	
	(株)東洋	飛騨市	
	イビデンエンジニアリング(株)	大垣市	
2007年	(株)大垣共立銀行	大垣市	
	岐阜信用金庫	岐阜市	
	(株)十六銀行	岐阜市	
	(株)トーカイ	岐阜市	
	たんぽぽ薬局(株)	岐阜市	
	(株)パロー	多治見市(本部)	
	社会医療法人蘇西厚生会〔松波総合病院〕	羽島郡笠松町	

(注) 認定は、各行動計画期間終了後に達成状況等を審査して行われますので、1回目の行動計画期間終了後認定を受けた企業が、次の行動計画期間終了後に再度認定を受けることができます。